

わかれば変わる 認知症の世界

高齢者支援課 ☎ 2998-9120

認知症の症状があっても、住み慣れたまちで、自分らしい生活を続けたいと多くの方が望んでいます。認知症の人は、どのような世界を見て、感じているのでしょうか。わかればきっと見え方が変わるはず。

友人との約束を忘れてしまう。

一緒に出掛ける約束をしたのですが、時間になっても待ち合わせの場所に現れません。家に連絡してみると、「そんな約束したかしら」と言われてしまいました。昔から、しっかり者なのに…



▼新所沢地域包括支援センター・伊東認知症地域支援推進員



認知症の人は、新しいことを記憶するのが苦手になってきます。約束したことを忘れてしまうので、相手が連絡をしてくれても「迷惑かけちゃって申し訳ないけど、覚えがない」という気持ちです。「約束したのに！」などと責めずに、前日に約束を確認するなど、忘れてしまっても大丈夫なような工夫を考えていきましょう。

なるほど！最近、前日に電話で約束の確認をしたり、同居のご家族にも予定を伝えたりして協力してもらっています。おかげで、一緒に出掛けておしゃべりすることを、今も楽しめています。



後期高齢者医療被保険者証(保険証)を郵送

新しい後期高齢者医療被保険者証(茶色)を7月中旬に簡易書留で郵送します。現在お使いの保険証(紺色/有効期限令和4年7月31日)は、破棄または国民健康保険課、まちづくりセンターに返却してください。



◎今回のみ、有効期限は2カ月間(4年9月30日まで)となります。新しい保険証(桃色)は9月中旬に郵送します。

低所得者の限度額適用・標準負担額減額認定

住民税非課税世帯で負担割合が1割の被保険者は、申請により「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。医療機関の窓口での支払いが、自己負担限度額までとなります。

既に交付済みで引き続き対象の方は、自動更新(7月下旬郵送)となります。

現役並み所得者の限度額適用認定証

世帯内の被保険者の住民税課税所得が690万円未満で負担割合が3割の被保険者は、申請により「後期高齢者医療限度額適用認定証」を交付します。医療機関に提示すると、同じ月・医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

既に交付済みで引き続き対象の方は、自動更新(7月下旬郵送)となります。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。限度額は66万円です。均等割額 44,170円 所得割額 8.38%

詳細は、7月中旬に郵送する令和4年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書をご覧ください。

介護保険のお知らせ

国民健康保険課後期高齢者医療担当 ☎ 2998・9218

介護保険負担割合証を郵送

要介護・要支援認定を受けている方に、8月1日から適用される負担割合証を7月下旬に郵送します。介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービス利用時に提示してください。負担割合(1/3割)は前年中の収入に応じて決まります。

◎最近転入したなど一部の方は、発送が遅れる場合があります。

介護保険料決定通知書を郵送

65歳以上の方(第1号被保険者)の令和4年度の介護保険料を決定し、7月上旬に通知書を郵送します。詳細は同封のパフレットをご覧ください。

介護保険課 ☎ 2998・9420

「元気アップ大調査」にご協力を

介護予防や認知症予防に関するアンケートを、7月上旬に対象者に郵送します。回答していただいた方に

は、10月下旬に結果アドバイス票を送付します。

対要支援・要介護の認定を受けていない70歳以上の偶数年齢の方(令和4年4月1日時点)

同コールセンター ☎ 120・503・544(7月11日以降の月)金曜午前9時～午後5時/8月11日～16日除く

交通遺児の進学を支援します

高校生以上の交通遺児を対象に、無利子で奨学金を貸与しています。(最長20年で返還)

奨学金:月額2万10万円/入学一時金貸与:20万8000円(年1回限り)

交通安全遺児育英会

☎ 0120・521・286

令和3年版所沢市統計書を頒布中

場市役所1階市政情報センター
市内の人口、市民所得、商業・工業・農業別の就業人口や生産高など
費1冊300円
◎市ホームページ(Q)所沢市統計書でもご覧になれます。

問文書行政課 ☎ 2998・9043

下安松東・三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業施行区域の縦覧

7月5日(火)～19日(火)
場市役所5階市街地整備課
◎区域内の宅地に未登記の借地権がある方は、8月4日(木)までに市長に申告が必要です。
問同課 ☎ 2998・9208

今年1等・前後賞合わせて7億円 サマージャンボくじ

サマージャンボくじとサマージャンボミニが、全国で2種類同時発売されます。収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。県内の売り場でお求めください。
発売期間 7月5日(火)～8月5日(金)
抽選日 8月17日(火)
賞1枚300円

問埼玉市町村振興協会 ☎ 048・822・5004

7月は虐待ゼロ推進月間 虐待の通報・相談は#7171へ

児童、高齢者、障害者の虐待通報や相談などを24時間365日受け付けています。詳細は真砂をご覧ください。
虐待通報ダイヤル #7171または048・762・7533
問県・福祉政策課 ☎ 048・830・4801

社会を明るくする運動 犯罪や非行を防止し 立ち直りを支える地域のチカラ

「生きづらさ」が犯罪や非行をはじめ大きなつまづきとならないように、支え・支えあう社会の実現を目指す運動です。保護司など、更生保護活動の詳細は法務省をご覧ください。
問地域福祉センター ☎ 2922・2115

夏の交通事故防止運動

外出する子どもが多くなる夏休み、ドライバーの皆さんは、周囲の安全を確認し、スピードを出しすぎないようにしましょう。特に公園の周辺など子どもが多い場所では、より気をつけましょう。また、夜間に外出する際には、明るい色の服装や反射材を着用してください。
7月15日(金)～24日(日)
問防犯交通安全課 ☎ 2998・9140

農地利用状況調査(農地ハトール)を実施

農地の遊休化または遊休化のおそれがないか確認するために、調査を実施します。期間中は農地に立ち入る場合があります。ご理解とご協力をお願いします。また、雑草が茂るなど管理が不十分な農地は周辺環境を悪化させます。農地の適正な管理をお願いします。
7月26日(火)～8月5日(金)
問農業委員会事務局 ☎ 2998・9264

市民相談の一般相談専用ダイヤルを開設

専用ダイヤル 2998・9213
相談先に迷ったら、まずは一般相談をご利用ください。悩みやお困りごとの問題を整理し、制度や手続きの説明や、必要に応じて専門相談などの案内を行います。
7月～金曜午前9時～11時30分、午後1時～4時
一般相談の例 ▼相続や離婚など、一般的な手続きの流れ ▼家庭内などの問題や悩みごとなど
問市民相談課 ☎ 2998・9092
◎専門相談の予約や市民相談の問い合わせは、同課で受け付けます。

マイナンバー第2弾 最大2万円分のポイントがもらえます

マイナンバーカード新規取得時のポイント(最大5千円分)に加え、健康保険証としての利用申し込み・公金受け取り口座の登録に対するポイント(各7,500円分)の申し込み・付与が6月30日から開始。パソコンやスマートフォンから手続きできます。市でも手続きの支援を行っています。
窓口での手続き支援
場市役所2階特設窓口、まちづくりセンター(並木除く)
問経営企画課 ☎ 2998・9027

クイズ1

市職員○い用試験

「とろざわにカケル」あなたを求む！
ヒント・5面 応募方法は15面